令和８年度学校見学会発信業務委託
仕様書

１　業務名
令和８年度学校見学会発信業務委託

２　業務の概要
本業務は、川崎市教育委員会事務局（以下、「委託者」という。）が取り組んでいる、学校見学会（※１）について、ＷＥＢメディア等への学校見学会の参加者募集ページの掲載及び学校見学会の取組をまとめた記事の作成を通じて、川崎市の教員採用試験における優れた人材及び多様な人材の更なる確保を図ることを目的とする。
取材先については、学校見学会を実施する学校の中から、委託者と受託者が協議の上決定することとし、学校見学会の取組について取材を行い、その内容をまとめた記事を１件以上掲載することとする。

※１　川崎市の教員を目指している方、来年度以降の教員採用候補者選考試験の受験を検討している方、教員免許状を保有しているが現在教職に就いていない方（いわゆるペーパーティーチャー）等に向けて、授業の様子を見学したり、現職教員と懇談したりすることで、川崎市の学校現場の様子を間近で感じることができるイベント。令和８年度は３回程度、令和９年１月中旬から２月中旬の間で実施予定。

３　契約期間
契約締結日から令和９年３月３１日（水）までとする。

４　本業務の主な対象者
（１）大学生や大学院生等の若年層を中心とする教員志望者
（２）教員免許状を保有しているが、現在教職についていない方

５　業務内容
（１）ＷＥＢメディア等への参加者募集ページの掲載
学校見学会の募集について、ＷＥＢメディア等に募集ページを作成・掲載すること。募集ページには委託者が指定する申込フォームへのリンクを掲載するものとし、申込フォームの設置及び申込者の個人情報の管理は委託者が行う。なお、掲載にあたっては下記の要件を満たすこととする。
ア　掲載期間は２週間以上とし、各回の申込締切日まで掲載すること。
イ　掲載媒体は、大学生・大学院生等の若年層を主な対象として、全国規模で継続的に情報発信を行うＷＥＢメディアであること。
ウ　大学生を中心とする独自の会員基盤を保有し、当該会員に対して直接的な情報発信が可能な体制を有すること。
（２）学校見学会の記事作成
１記事につき、下記の項目を満たすこと。
ア　文字数は１，０００文字以上とすること。
イ　写真又は図版を１つ以上使用すること。
（３）学校見学会の記事作成に係る取材等の実施
学校見学会について、最低１校取材すること。その際受託者は、インタビュー等の取材に併せて、記事作成に必要な写真撮影ならびに、音声記録等を行うこと。なお、取材に係る経費は、受託者の負担とする。
（４）各種ツールを活用した効果的なＰＲ
作成した学校見学会の記事をＷＥＢ媒体に掲載するとともに、閲覧数の増加につながるよう広くＰＲすること。なお、ＰＲにあたっては、受託者が大学生を含む若年層を対象として継続的に実施し

ている調査・アンケート等から得られた、若年層の意識・行動等に関する知見を活用し、対象者に効果的に情報を発信すること。

（５）学校見学会の記事の買い取りについて

作成した学校見学会の記事について、委託者が最低限下記の用途に使用するため、自社サイト等への掲載期間終了後も委託者のＨＰ及び広報活動等で利用できるようにすること。

ア　委託者のＨＰで当該記事をＰＲするために使用する。

イ　教員採用試験説明会でのＰｏｗｅｒＰｏｉｎｔで使用する。なお、投影のみとし参加者への配布は行わないものとする。

なお、上記以外の利用内容については、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

６　権利帰属

（１）受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和４５年法律４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第２１条から第２８条までに規定する権利をいい、第２７条及び第２８条に定める権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に市に譲渡するものとする。

（２）受託者は、委託の目的物が著作権に該当する場合において、川崎市及び川崎市より正当に権利を取得した第三者並びに当該第三者から権利を承認した者に対し著作者人格権（公表権、指名表示権、同一性保持権）を行使しない。

（３）受託者は、成果物に第三者が権利を保有する素材（キャラクター、音楽等）を使用する場合には、著作権等に厳重な注意を払い、第三者の当該権利を侵害しないよう費用負担を含む一切の手続き、調整を行うものとする。

（４）委託の目的物に対し、第三者から権利の主張、損害賠償請求等が生じたときには、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

７　その他

（１）制作にあたっては本市の条例、規則等を遵守し、川崎市にとって適切な成果物が制作されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。

（２）受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。受託者は、本業務の履行に当たり第三者に委託する場合には、あらかじめ委託者に再委託についての書面を提出し、その承諾を受けなければならない。受託者は、再委託先が本仕様書に定める事項を遵守することに関して、一切の責任を負う。

（３）この仕様に定めのない事項、若しくは不明な点がある場合には、市の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議のうえで決定すること。

８　納品

（１）作成した記事について、ＰＤＦファイル、Ｗｏｒｄ形式の両方で納品する。

（２）撮影した写真データに関しては、ＪＰＥＧデータに変換しＤＶＤ－ＲＯＭにより納品する。

（３）納品先

川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課

（４）納品期限

令和９年３月３１日（水）